

生産性向上特別措置法に基づく固定資産税減免の適用を受ける場合の留意点

ホットライン 7 月でお伝えした通り、生産性向上特別措置法が 6 月に施行されました。「先端設備導入計画」を作成し、認定事業者認定された場合、生産性向上に資する償却資産に係る固定資産税を 3 年間 50%から 100%減免することとされており、減免率については各自治体が設定することとなっているものの、秋田市をはじめ秋田県内の多くの市町村が減免率を 100%に設定しています。

また、ホットライン 4 月でお伝えした通り、もともと中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の 50%減免措置が用意されていました。今回の制度はこれと一見よく似た制度ですが、いくつかの相違点がございます。今月のホットラインでは、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の 50%減免措置と比較しながら、生産性向上特別措置法に基づく固定資産税減免の適用を受ける場合の留意点についてお知らせします。

● 作成が必要な書類と手続

中小企業等経営強化法では、中小企業経営強化計画を作成し主務大臣(担当省庁)の認定を受ける必要があります。また、同計画の申請にあたっては取得設備の性能等が適用対象資産の要件を満たしていることについて、工業会からの証明書を入手しておく必要があります。

一方、生産性向上特別措置法では、先端設備等導入計画を作成し市区町村の認定を受ける必要がありますが、計画の申請を行う前に、先端設備等導入計画に記載の内容について、経営革新等支援機関より事前確認書を入手する必要があります。また、中小企業等経営強化法の場合と同様に工業会からの証明書を入手しておく必要があります。

● 適用対象資産の範囲

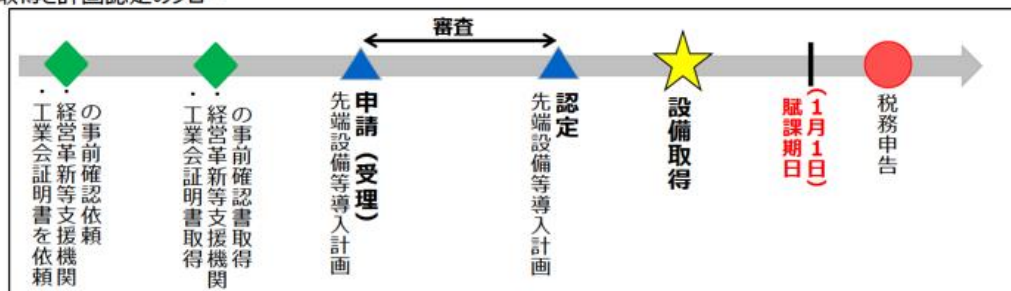
対象設備の形式的な範囲(最低取得価格/販売開始時期/旧モデル比での性能等向上率)については両法において同一ですが、生産性向上特別措置法では、生産・販売活動等の用に直接供されるものであることが要件に加えられています。したがって、例えば本社管理部署で使用する事務設備などを対象に含めることは難しいものと思われます。

● 事後申請の可否

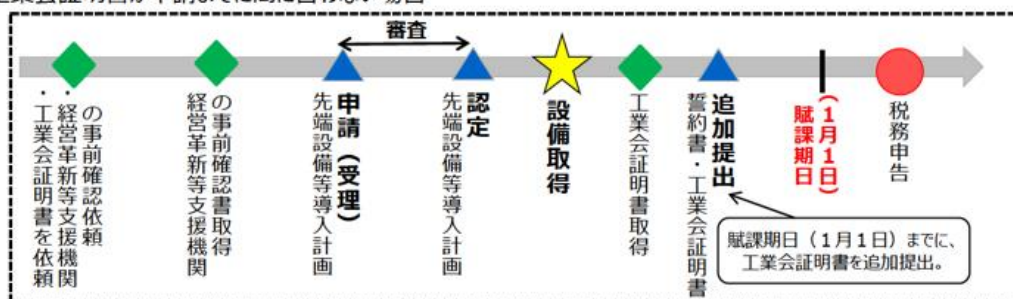
中小企業等経営強化法では、設備取得後 60 日以内に計画の申請が受理されるなどの要件を満たした場合には設備取得後の申請が認められていましたが、生産性向上特別措置法では、取得後の申請は一切認められていません。なお、事後申請を不可とする運用に関しては経産省で公表している同制度に関する Q&A でも注意喚起されており、今後、事後申請を認める方向に運用が緩和される可能性は低いと思われます。生産性向上特別措

置法に基づく固定資産の減免を受ける場合のフローは、現時点において下図のみとなりますのでご注意ください。前述の通り、経営革新等支援機関からの事前確認書も必要となりますので、適用を目指す場合には時間的余裕をもって動くことが肝要と思われます。

○設備取得と計画認定のフロー



【例外】工業会証明書が申請までに間に合わない場合



【注】工業会証明書につきましては、中小企業等経営強化法の証明書と異なるものとなる可能性がありますので、法律の成立後に公開される様式をご利用いただくようご注意ください。

(出典：中小企業庁 HP 公表資料より抜粋)

より詳しい情報が必要な場合は当法人の貴社担当者、または社員税理士までお問合せください。
(文責：鈴木)